

宣言文

皆様、こんにちは。

福島県聴覚障害者協会長の吉田です。よろしくお願いします。

福島県保健福祉部障がい福祉課長の大島です。よろしくお願いします。

それでは宣言します。

2013年に全国で初めてとなる「手話言語条例」を鳥取県が制定して以降、その動きは全国各地に広がり、今では500を超える自治体で制定されております。

福島県では、2019年4月に「福島県手話言語条例」を制定し、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者及びろう者以外の者が共生することのできる社会の実現をめざしています。

そのような中、来年度開催される東京2025デフリンピックでは、福島県がサッカー競技の開催地となりました。これを契機として、デフスポーツの体験機会の創出やろう者の文化への理解促進に努めるとともに、大会開催に向けて機運醸成等に取り組んでおります。その一つとして今年度から来年度にかけて、県内の小中学生を対象とした「手話に親しむ出前講座」を実施し、手話の学習やデフリンピックのPRを行ってまいります。

また、東日本大震災から13年半が経過しましたが、福島県は「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」をスローガンとし、復興をめざして着実に前進しています。その経験や教訓を生かすため、NPO法人富岡町3・11を語る会と福島県聴覚障害者協会が連携して、震災の経験や教訓を手話で伝える語り人を育成する講座を始めたところであり、広く情報を発信してまいります。

私たちは、これからも、手話は言語であるという認識に立ち、共生社会の実現を図るために、手話の施策を推進する法律の制定と東京2025デフリンピックの成功を求め、行政と当事者が協力して手話の普及に努めながら、全日本ろうあ連盟とともに手話言語のさらなる普及を進めていきましょう。